



2467

(地 I 170)
平成 20 年 1 月 22 日

都道府県医師会
医療計画担当理事 殿

日本医師会常任理事
内田 健



いわゆる 4 疾病 5 事業ごとの医療連携体制の構築について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今回医療法改正による 4 疾病 5 事業ごとに医療連携体制の構築につきましては、これまで 3 回に渡り貴会に通知申し上げておりますが、改めて文書をお送りいたします。

本件については、すでに、日本医師会の考え方や、厚生労働省の指針が「目安」にとどまるものであるといった留意点を取りまとめ、貴会にお送りしているところであります。また、本会一般向けホームページにも関係ページを掲載しております。

現在、貴都道府県において、4 疾病 5 事業ごとの医療連携体制の構築に向けた医療計画の見直しの作業が行われていますが、4 疾病 5 事業ごとの医療連携体制では、これに参加する個々の医療機関の名称が原則として医療計画に記載されます。

つきましては、地域医療の円滑な提供の観点から、貴会におかれまして、4 疾病 5 事業に関連する医療機関の多くが、例えば脳卒中の医療体制では予防、急性期、回復期及び維持期の各期において、医療計画に記載されるよう、都道府県医療審議会及び同作業部会並びに圏域連携会議等において、ご対応をしていただきたくお願い申し上げます。

<日本医師会一般向けホームページ「4 疾病 5 事業ごとの医療体制について」>

<http://www.med.or.jp/doctor/iryohou/renkei.html>

<お問合せ先>

日本医師会地域医療第 1 課

TEL03-3942-6137 FAX03-3946-6295 (代) E-Mail chiiki_1@po.med.or.jp

いわゆる4疾病5事業ごとの医療連携体制の構築について

日本医師会の考え方

- ・新しい医療計画は、国の政策の一方的な押し付けに従うものではなく、地域の実情を充分に反映し、適切な医療連携を構築することができるものでなければなりません。
- ・日本医師会では、厚生労働省の通知や指針が、なるべく都道府県を拘束せず、自由度を高めるよう求めました。その結果、下記「留意点」にもあるとおり、「目安であり、必ずしもこれに縛られるものではない」といった文言が加えられるなど柔軟性を持たせた内容となっているところです。
- ・各都道府県医師会には、「作業部会」や「圏域連携会議」を通じて、疾病又は事業ごとの医療連携体制を構築する際に、主導的な役割を果たしていただきたい。特に、医療審議会等の下に設置される「作業部会」は、圏域の設定や数値目標の検討を協議する場であり重要です。

留意点

■ 地域の実情に応じた医療連携体制の構築

- 改正医療法第30条の4第1項では、「都道府県は、(国の定める)基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めると規定されていること。
- 疾病又は事業ごとの医療体制は、「各都道府県が、患者動向、医療資源等地域の実情に応じて構築するものである」とされていること(指導課長通知)。
- 「厚労省指針は、医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではない」と明記されていること(指導課長通知)。

■ 医療審議会等作業部会、圏域連携会議

- 「作業部会」が、疾病又は事業ごとに協議する場として都道府県医療審議会等の下に設置されるが、その構成員の筆頭に「地域医師会等の医療関係団体」が挙げられていること。また、作業部会は、圏域の設定や数値目標の検討を協議する場であること（厚労省指針）。
- 圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場である「圏域連携会議」は、保健所が、地域医師会等と連携して主催するとされていること（厚労省指針）。
- 各医療連携体制の「圏域」は、従来の二次医療圏にこだわらないものであること（基準病床数は、従来どおり）（厚労省指針）。

■ 各医療機能を担う医療機関

- 「地域によっては、医療資源の制約等により、一つの医療機関が複数の機能を担うこともありうる」とされていること（厚労省指針）。
- 各医療機能を担う医療機関等の名称が原則として記載されるが、「例えば圏域内に著しく多数の医療機関等が存在する場合など、地域の実情に応じて記載することで差し支えない」とされていること（厚労省指針）。

■ 数値目標関係

- 数値目標は、他の計画等の目標を勘案するとの規定はあるものの、地域の実情に応じて設定することとされるとともに、厚労省指針中に掲げられている指標は参考例とされていること（厚労省指針）。
- 「平均在院日数」の短縮などは、厚労省指針の「参考：指標の例」には挙げられていないこと。ただし、数値目標の設定に当っては「医療費適正化計画」等に定められる目標を勘案するものとするとされていること（厚労省指針）。